

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十七号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十二年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号及び第三号中「東広島市」の下に「、廿日市市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。